

日本木材輸入協会

行動規範 および 違法伐採対策

日本木材輸入協会(以下、当協会)は、木材・木材製品の輸入業者が会員となって構成する任意団体である。当協会の会員は、相互に緊密に連携し、輸出業者および需要家との意思の疎通を図り、社会のニーズに合った木材の安定供給に努める。

当協会の会員は、我が国のみならず世界中において、環境、社会、経済の調和のとれた森林経営、木材生産がなされることが必要と認識する。その上で、我が国および世界の各地域の木材産業の健全な発展を期した木材貿易を行うものとする。

当協会は、違法伐採とは、伐採禁止樹種の伐採、盗伐、禁止区域における伐採など、当該国の法律に違反する木材の伐採と搬出であると認識する。木材生産国における森林法及び関連法令の執行については、基本的に主権のある当該国行政の責任であると認識するが、当協会およびその会員も、次の考え方にに基づき違法伐採対策に取り組むこととする。

1. 当協会は、法令によって保護が指定された森林の保全と、伐採が禁止されている地域での違法伐採をなくすための世界的な活動を支持する。
2. 当協会は、木材生産国が、持続的森林経営と違法伐採対策の継続と実効性の確保を行うことを支持する。
3. 当協会は、当協会の会員に対して、木材生産国における木材の伐採や搬出に関する法令を遵守するよう求める。
4. 当協会は、違法伐採対策をはじめとする持続可能な森林経営の実現に向けた国際機関および各国の努力に敬意を表するとともに、我が国政府による国際的な協力活動を支持する。
5. 当協会は、違法伐採やそれに伴う違法取引に対抗するため我が国政府が取り組む対策に協力する。

2005年 11月 29日

日本木材輸入協会
会長 谷山 順一